

幼稚園における預かり保育、 幼保小の接続及び幼児教育推進体制について

文部科学省初等中等教育局幼児教育課

令和4年3月4日



文部科学省

幼稚園における預かり保育の推進

事業内容

一般補助

【140億円（139億円）】

- 園児一人当たりの単価を増額 24,698円（220円増）
- 幼稚園教員の人材確保の取組に対する支援を引き続き実施

特別補助

【106億円（107億円）】

教育改革推進特別経費（子育て支援推進経費）

【38億円（42億円）】

預かり保育推進事業

幼稚園の教育時間終了後や休業日に「預かり保育」を実施する私立幼稚園等に特別な助成措置を講じる都道府県に対して、国がその助成額の1/2以内を補助。

幼稚園の子育て支援活動の推進

教育機能又は施設を広く地域に開放することを積極的に推進する私立幼稚園等に特別な助成措置を講じる都道府県に対して、国がその助成額の1/2以内を補助。

幼稚園等特別支援教育経費

【68億円（65億円）】

都道府県が、特別な支援が必要な幼児が2人以上就園している私立の幼稚園又は幼保連携型認定こども園に特別な助成を行う場合、国が都道府県に対してその助成額の一部を補助。

・対象園児数：約1.8万人（約800人増）

※上記のほか、「教育の質の向上を図る学校支援経費」において、安全確保の推進等に必要経費を計上（18億円）。

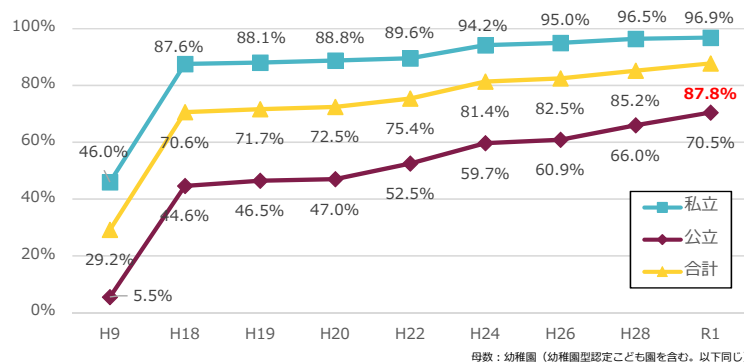
※単位未満四捨五入のため、計が一致しない場合がある。
※（ ）は前年度予算額

2

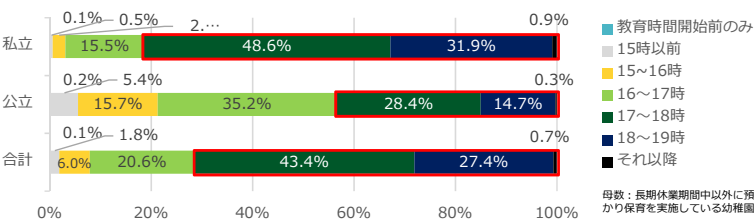
保護者の就労状況等を踏まえた幼稚園の預かり保育の状況

経済財政諮問会議（R3.5.14）
萩生田大臣プレゼン資料抜粋

✓ 在園児の預かり保育を実施している幼稚園は全体の87.8%



✓ 7割の幼稚園で17時以降も在園児の預かり保育を提供



✓ 満3歳未満児の保育を実施している幼稚園は全体の67.0%

実施率	私立	67.6%	公立	65.8%	合計	67.0%
年間平均実施日数	私立	46.5日	公立	18.5日	合計	36.6日

母数：幼稚園
母数：満3歳未満児の保育を実施している幼稚園

出典：令和元年度幼児教育実態調査

近年の取組

- 預かり保育を含めた幼児教育・保育の無償化
- 満3～5歳児を主な対象とした幼稚園における預かり保育の運営費補助（一時預かり事業（幼稚園型Ⅰ）及び私学助成）の単価充実、障害児受入れの特別単価創設等
- 満3歳未満の保育の必要性のある子供を対象とした幼稚園における一時預かり事業（幼稚園型Ⅱ）における開設準備経費の新設、単価充実、0歳児及び1歳児への対象拡大
- 幼稚園の空きスペースを活用した預かり保育を実施するための施設改修等の補助メニューの創設
- 待機児童が存在する市区町村において、幼稚園の設備を活用して小規模保育事業が提供される場合、利用定員の上限を弾力化（3人増し→6人増し）
※利用定員6～19人の、0～2歳児を主な対象とした保育施設

今後の方向性

幼稚園の預かり保育において、ユーザ目線で必要な開設日や開設時間が確保されているか等について検討を行うとともに、引き続き、認定こども園への移行を希望する幼稚園への支援を図るなどして、地域や就労世帯の実情に応じた、よりきめ細かな対応を促進。

あわせて、子育て支援や預かり保育時間中の活動を含め、幼児教育・保育の活動の質の一層の向上が必要。

3

一時預かり事業（幼稚園型Ⅰ）について（R3～）

【趣 旨】 幼稚園等において、主に在籍園児（1号認定子ども）を対象に実施する預かり保育に係る支援を行うもの
 【実施主体】 市区町村（市区町村が認めた者へ委託等も可）※負担割合は国1/3、都道府県1/3、市区町村1/3
 【要件】

- ・実施場所 幼稚園又は認定こども園（公立・私立） ※ 新制度移行園は一時預かり事業（幼稚園型）を活用することが基本（経過措置として、私学助成の預かり保育補助を受けることも可能）。
- ・対象児童 主に在籍園児（1号認定子ども） ※ 非在籍園児の利用が少数である場合等には非在籍園児も預かり可能
- ・配置職員 認可保育所と同じ

0歳児	3:1	1・2歳児	6:1
3歳児	20:1	4歳以上児	30:1

ただし、上記配置基準により算出される必要職員数が1人の場合、原則2人以上の配置が必要だが、幼稚園等の職員（保育士又は幼稚園教諭）からの支援を受けられる場合は、配置職員は1人で可（※ 職員は常勤・非常勤を問わない）

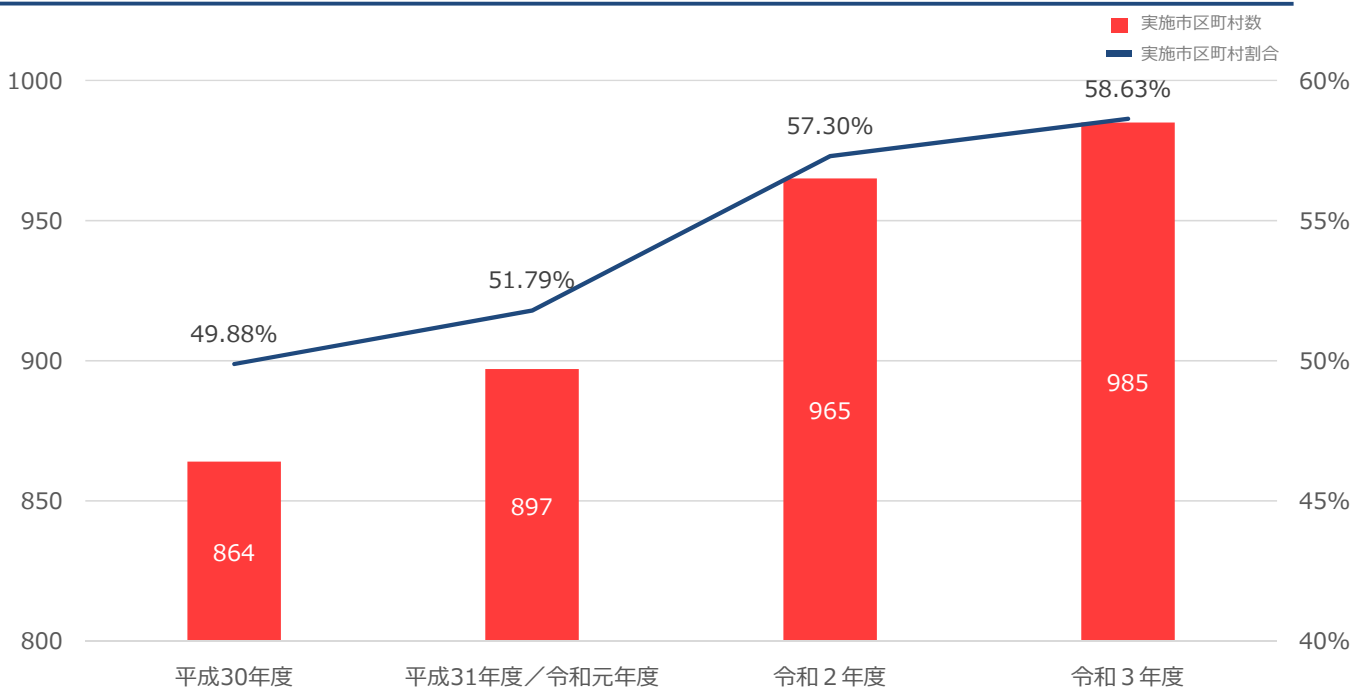
- ・職員資格 保育士、幼稚園教諭免許状所有者又は市町村長等が行う研修を修了した者（子育て支援員）
 （当分の間、①小学校教諭普通免許状所有者、②養護教諭普通免許状所有者、③幼稚園教諭教職課程・保育士養成課程を履修中の学生で教育・保育に係る基礎的な知識を習得していると市町村長が認める者、④幼稚園教諭、小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有していた者を含む）

※ ただし、担当職員の2分の1（当分の間、3分の1）以上は、保育士又は幼稚園教諭免許状所有者

＜補助単価額＞ ※ 小規模施設においても利用者負担軽減を図るため、規模に関わらず、利用料が定額となるよう補助

		基本分(利用時間想定)	長時間加算	障害児単価
在籍園児 (1人当たり日額)	平日の教育時間前後	・年間延べ利用者数2,000人超 400円 ・年間延べ利用者数2,000人以下 1,600千円/年間延べ利用者数-400円 【4時間(又は教育時間との合計8時間)】	左記の基本分(利用時間想定)を超える場合に超過時間に応じて加算 【長期休業期間中4時間を越えた場合】 ① 100円 2時間未満 ② 200円 2時間以上3時間未満 ③ 300円 3時間以上 【その他の場合】 ① 150円 2時間未満 ② 300円 2時間以上3時間未満 ③ 450円 3時間以上	4,000円 ※障害児には一律に本単価を適用する。 左記の利用日・利用時間に応じた単価・加算は適用しない。
	長期休業期間中	400円【4時間】・800円【8時間】		
	休日(土日祝等)	800円【8時間】		
非在籍園児(1人当たり日額)		800円【8時間】		
就労支援型施設加算(1施設年額)		事務職員の配置 約138万円【6か月以上】・約69万円【6か月未満】 ※一定の条件あり		
保育体制充実加算(1施設年額)		長時間・長期休業中実施・年間延べ利用者数2,000人以上・職員すべて保育士又は幼稚園教諭普通免許状保有者 約289万円 長時間・長期休業中実施・年間延べ利用者数2,000人以上・職員の2分の1以上が保育士又は幼稚園教諭普通免許状保有者 約144万円		

一時預かり事業（幼稚園型Ⅰ）の実施状況について



○ 一時預かり事業（幼稚園型Ⅰ）の対象市区町村数は年々増加しており、令和3年4月1日現在で 1,680市区町村中**985市区町村が実施（実施率58.6%）**。

【出典】令和3年度私立幼稚園の子ども・子育て支援新制度への移行状況等調査

事業内容

子ども・子育て支援の更なる質の向上を図るとともに、多様な保育の受け皿を拡充し、待機児童の解消等を目指すため、幼稚園における預かり保育や子育て支援活動を支援する。

預かり保育推進事業

幼稚園の教育時間終了後や休業日に「預かり保育」を実施する私立の幼稚園等に特別な助成措置を講じる都道府県に対して、国がその助成額の1/2以内を補助。

○引き続き、長時間の預かり保育を支援するとともに、実態を踏まえた預かり保育の支援のため、通常の預かり保育における「基礎単価」を見直し。【C】【D】



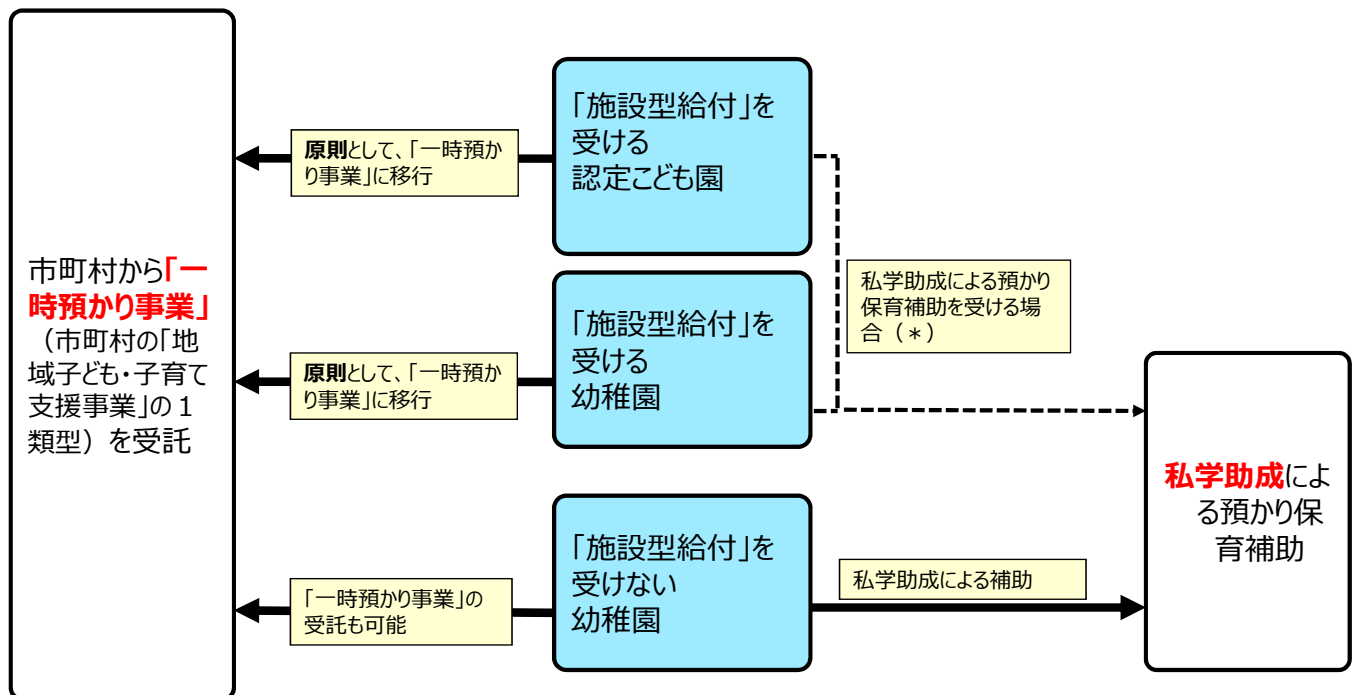
預かり保育推進事業単価表（令和4年度予算案）

		【A】開園日の4/5以上の日数、1日4時間以上開設 加えて、18時以降（18時を含む）も開設の場合	700,000円
① 通常の預かり保育	基礎単価	【B】開園日の4/5以上の日数、1日4時間以上開設の場合	600,000円
		【C】開園日の4/5以上の日数、1日2時間以上から4時間未満開設（教育時間と合わせて8時間以上）の場合	400,000円
		【D】開園日の4/5以上の日数、1日2時間以上から4時間未満開設（教育時間と合わせて8時間未満）の場合	200,000円
	加算単価	次の要件に該当する幼稚園等	
		預かり保育時間 5時間～6時間/日	150,000円
		預かり保育時間 6時間～7時間/日	400,000円
		預かり保育時間 7時間以上/日	700,000円
	預かり保育担当者数 2人/日	250,000円	600,000円
	預かり保育担当者数 3人以上/日	500,000円	970,000円
② 長期休業日等預かり保育	基礎単価	（1）長期休業日の10日以上の日数、1日2時間以上開設	80,000円
		（2）休業日の19日以上の日数、1日2時間以上開設	150,000円
	加算単価	次の要件に該当する幼稚園等	
		（1）長期休業日	（2）休業日
	預かり保育担当者数 2人/日	140,000円	200,000円
	預かり保育担当者数 3人以上/日	260,000円	370,000円

幼稚園の子育て支援活動の推進

教育機能又は施設を広く地域に開放することを積極的に推進する私立の幼稚園等に特別な助成措置を講じる都道府県に対して、国がその助成額の1/2以内を補助。

幼稚園等の「預かり保育」等の新制度における取扱い



(*) 市町村が認定こども園や幼稚園に「一時預かり事業」を委託しない場合や、従来の「預かり保育」の支援方法との間に大きな差異がある場合など、一時預かり事業への円滑な移行が困難な園に対する経過措置（ただし、都道府県による私学助成の預かり保育補助を現に受けている園に限る）

- (注1) 私学助成を受けられるのは、原則として、学校法人立の私立幼稚園に限られる。
- (注2) 施設型給付を受ける幼稚園等の預かり保育等に対する補助は、市区町村の一時預かり事業（幼稚園型Ⅰ）により行うことが基本であること等を「施設型給付を受ける私立幼稚園等における預かり保育に係る支援の取扱いについて」（令和4年1月24日付け事務連絡）において改めて周知。

一時預かり事業（幼稚園型Ⅱ）による2歳児等定期利用の制度概要【H30創設】

【趣 旨】 新子育て安心プランに基づき、幼稚園における2歳児等の迅速な受入れを推進する。

【実施主体】 「新子育て安心プラン実施計画」の採択を受けている市区町村

要件	2歳児	0歳児・1歳児
(1)実施場所	幼稚園（新制度園及び私学助成園）※認定こども園は対象外	
(2)対象児童	3号認定を受けた2歳児。なお、2歳の誕生日を迎えた時点から随時受け入れることや、当該2歳児が3歳の誕生日を迎えた年度末まで継続して受け入れることも妨げない。 ※本事業の利用に当たっては、対象児童の保護者と各施設が直接契約（保育の必要度の高い順に受入れ）	3号認定を受けた0・1歳児。なお、当該0・1歳児が誕生日を迎えた年度末まで継続して受け入れることも妨げない。 ※本事業の利用に当たっては、対象児童の保護者と各施設が直接契約（保育の必要度の高い順に受入れ）
(3)施設基準・保育内容	保育室等の面積基準は、対象児童1人あたり1.98㎡ 保育内容は、保育所保育指針等や「幼稚園を活用した子育て支援としての2歳児の受入れに係る留意点について」（平成19年3月31日 文部科学省初等中等教育局長通知）を踏まえ、2歳児の発達段階上の特性を踏まえたものとなるよう留意すること。	保育室等の面積基準は、保育室：対象児童1人あたり1.65㎡及びほふく室：対象児童1人あたり3.3㎡ 保育内容は、保育所保育指針等を踏まえ、0・1歳児の発達段階上の特性を踏まえたものとなるよう留意すること。
(4)配置職員	児童6人につき職員1人 ※上記配置基準により算出される必要職員数が1人の場合、原則2人以上の配置が必要だが、幼稚園の職員（保育士又は幼稚園教諭）からの支援を受けられる場合は、1人の配置で可（常勤・非常勤は問わない）	0歳：児童3人につき職員1人 1歳：児童6人につき職員1人 ※上記配置基準により算出される必要職員数が1人の場合、原則2人以上の配置が必要だが、幼稚園の職員（保育士又は幼稚園教諭）からの支援を受けられる場合は、1人の配置で可（常勤・非常勤は問わない）
(5)職員資格	<ul style="list-style-type: none"> 保育士、幼稚園教諭免許状所有者、市町村長等が行う研修を修了した者（子育て支援員） ※当分の間、①小学校教諭普通免許状所有者、②養護教諭普通免許状所有者、③幼稚園教諭教職課程・保育士養成課程を履修中の学生で教育・保育に係る基礎的な知識を習得していると市町村長が認める者、④幼稚園教諭、小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有していた者を含む ただし、職員の2分の1（当分の間、3分の1）以上は、保育士又は幼稚園教諭免許状所有者 ※2歳児の場合、配置職員のうち、必ず保育士資格所有者1名を含めること。 ※0・1歳児の場合、教育・保育従事者の1/2以上を保育士資格所有者とすること。 	
(6)保育時間・開所日数・開所時間	保育時間は8時間が原則。開所日数・開所時間は、対象児童に対する保育を適切に提供できるよう、保育者の就労の状況等の地域の実情に応じて設定。	
(7)給食	自園調理は必須としない。外部搬入の場合、調理室は不要（保存・加熱等のための最低限の施設は必要。）	
(8)保護者負担	各市町村又は施設において、負担が過大にならないよう配慮しつつ設定。	

※0・1歳児については、児童福祉法第34条の14の規定に基づく都道府県の確認にあたっては、上記の内容及び下記ア～エの点について、留意するとともに、確認は原則年1回以上行うなど、定期的に行うことが望ましい。

ア. 非常災害に対する措置 イ. 給食 ウ. 健康管理・安全確保 エ. 利用者への情報提供

【留意事項】

- ・認可外保育施設としての届出は不要。学校法人では「付随事業」としての位置づけ（寄付行為の変更は不要）。
- ・本事業の対象児童について、施設型給付費等を重ねて支給することがないよう留意すること。

8

一時預かり事業（幼稚園型Ⅱ）の充実について（2021年度～）

新子育て安心プラン（令和2年12月21日）等を踏まえ、幼稚園が満3歳未満の保育の必要性認定を受けた子どもを更に受け入れられるよう、一時預かり事業（幼稚園型Ⅱ）の充実を図る。

1. 開設準備経費の新設

本事業に基づき幼児を受け入れる場合に開設準備経費（事業開始に当たって必要となる改修や備品購入等に係る経費）を措置する。

【措置額】 1施設当たり：400万円



2. 2歳児受入れの単価充実

①保育士資格等を有する所要の職員を雇用するための必要な経費を措置する観点から単価の充実を行うとともに、②週5日の2歳児の受入れを実施するような年間延べ利用人数1,500人以上の幼稚園については別途区分を設け、単価を更に充実。

【変更後の単価】

配置職員 2歳児6：1
保育士資格保有者1名以上を配置

○年間延べ利用幼児数が1,500人未満の場合
基本分単価 1,850円/日 → **2,250円/日**
長時間加算 230円 → **280円**（1時間あたり）

○年間延べ利用幼児数が1,500人以上の場合
基本分単価 1,850円/日 → **2,650円/日**
長時間加算 230円 → **330円**（1時間あたり）

年間利用 幼児数 受入時間	1,500人未満				1,500人以上			
	～8h	9h	10h	11h～	～8h	9h	10h	11h～
基本分	2,250円				2,650円			
長時間 加算	—	280円	560円	840円	—	330円	660円	990円
合計	2,250円	2,530円	2,810円	3,090円	2,650円	2,980円	3,310円	3,640円

3. 0歳児及び1歳児の受入れ単価創設

現行は2歳児の受入れのみを本事業の対象としているところ、保育の必要性のある0歳児及び1歳児を受け入れる場合にも本事業の対象とすることし、年齢別に配置職員（※）の要件及び単価を設定。

（※）配置職員 0歳児3：1、1歳児及び2歳児6：1
従事者の1/2以上は保育士資格保有者

【新設の単価】

○0歳児
基本分単価 **4,500円/日**
長時間加算 **560円**（1時間あたり）

○1歳児
基本分単価 **2,250円/日**
長時間加算 **280円**（1時間あたり）

受入時間	～8h	9h	10h	11h～
基本分	【0歳児】4,500円 【1歳児】2,250円			
長時間 加算	—	【0歳児】560円 【1歳児】280円	【0歳児】1,120円 【1歳児】560円	【0歳児】1,680円 【1歳児】840円
合計	【0歳児】4,500円 【1歳児】2,250円	【0歳児】5,060円 【1歳児】2,530円	【0歳児】5,620円 【1歳児】2,810円	【0歳児】6,180円 【1歳児】3,090円

幼保小の接続

幼児教育スタートプランの実現

令和4年度予算額(案)	50億円
(前年度予算額)	48億円
令和3年度補正予算額	226億円



学びや生活の基盤を支える幼児期からの教育の充実を図り、施設類型や地域、家庭の環境を問わず、全ての児童に対して格差なく質の高い学びを保障する「幼児教育スタートプラン」の具体化を強力に推し進める。

1 「幼保小の架け橋プログラム」の開発・推進 5億円（2億円）

幼保小の接続期の教育の質的向上に向け、**全ての子どもたちの多様性にも配慮した上で学びや生活の基盤を育む「幼保小の架け橋プログラム」**について、モデル地域における検証等を通じた開発・改善を行う。また、**幼児教育人材の確保・資質能力の向上やデータの蓄積・活用**を行い、幼保小の架け橋プログラムの推進の基盤を整備する。

■ 幼保小の架け橋プログラム事業	1.8億円（新規）	
■ 幼児教育施設の機能を生かした幼児の学び強化事業	0.5億円（0.6億円）	
■ 幼児教育の理解・発展推進事業	0.3億円（0.2億円）	
■ 幼児教育における人材確保・キャリアアップ支援事業	1.3億円（1.2億円）	
■ 幼児教育のデータの蓄積・活用に向けた調査研究	0.6億円（新規）	等



2 幼児教育の質の向上を支える自治体への支援 3億円（2億円）

地域全体の幼児教育の質の向上を図るため、**幼児教育アドバイザーの配置**等により、地域の幼児教育に関する課題に的確に対応する自治体の**幼児教育推進体制の活用支援**を強化する。

■ 幼児教育推進体制を活用した地域の幼児教育の質向上強化事業	
--------------------------------	--

3 意欲ある施設の幼児教育の質を支える 43億円（44億円）

新型コロナ対策、ICT環境整備、施設整備など、それぞれの園における**日々の教育実践に必要な取組**を支援する。

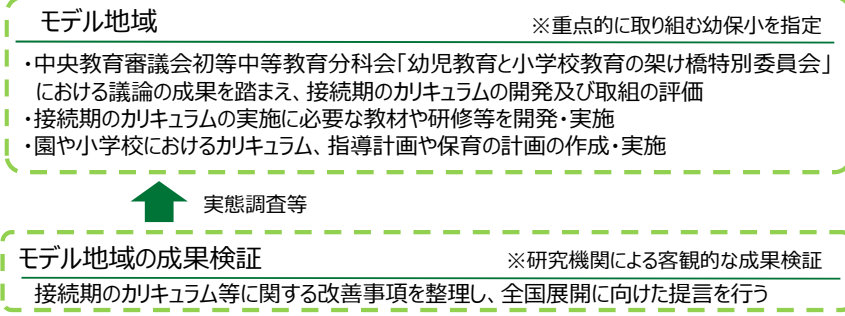
■ 教育支援体制整備事業費交付金	13億円（14億円）	[令和3年度補正予算額 73億円]
■ 私立幼稚園施設整備費	5億円（5億円）	[令和3年度補正予算額 13億円]
■ 認定こども園施設整備交付金	25億円（25億円）	[令和3年度補正予算額 140億円]

背景 幼保小の接続期の教育の質的向上に向け、全ての子供たちの多様性にも配慮した上で**学びや生活の基盤を育む「幼保小の架け橋プログラム」**について、モデル地域において具体的に開発し実践を行い、その成果の検証等を実施する調査研究を行う。

事業内容

モデル地域における検証等を通じた「幼保小の架け橋プログラム」の開発・改善

「**幼児期の終わりまでに育ってほしい姿**」を手掛かりに、一人一人の多様性に配慮した上で全ての幼児に**学びや生活の基盤を育む「幼保小の架け橋プログラム」**の開発・実践を進める。

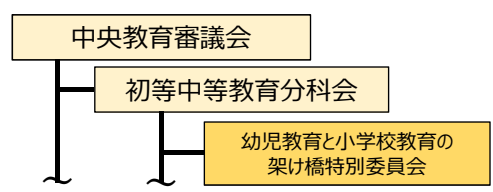


対象校種	幼稚園、保育所、認定こども園、小学校	委託先	モデル地域として都道府県、市区町村 等
箇所数 単価、期間	モデル地域 12箇所、700万円/箇所 等	委託 対象経費	調査研究に必要な経費 (人件費、委員旅費、謝金等)

12

幼児教育と小学校教育の架け橋特別委員会について

- ▶ 幼児教育の質的向上及び小学校との円滑な接続について専門的な調査審議を行うため、初等中等教育分科会の下に「幼児教育と小学校教育の架け橋特別委員会」を設置（令和3年7月8日初等中等教育分科会決定）
- ▶ 具体的には、以下の事項について検討
 1. 生活・学習基盤を全ての5歳児に保障するための方策
 2. 各地域において幼児教育を着実に推進するための体制整備
 3. 保護者や地域の教育力を引き出すための方策、保育人材の資質能力の向上といった幼児教育の質的向上及び小学校教育との円滑な接続を図る上で必要な事項



【委員一覧】※敬称略・五十音順

- | | |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 秋田 喜代美 学習院大学文学部教授、東京大学名誉教授 ・ 荒瀬 克己 独立行政法人教職員支援機構理事長 ・ 石戸 奈々子 慶應義塾大学大学院メディアデザイン研究科教授、CANVAS 代表 ・ 榎本 和生 東京大学大学院理学系研究科教授 ・ 大竹 文雄 大阪大学感染症総合教育研究拠点特任教授 ・ 岡林 律子 高知県教育委員会事務局幼保支援課専門企画員 ・ オチャンテ村井ロサメルセデス 桃山学院教育大学人間教育学部人間教育学科准教授 ・ 神長 美津子 大阪総合保育大学児童保育学部特任教授 ・ 久保山 茂樹 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所「インクルーシブ教育」推進センター 首席総括研究員(兼)センター長 ・ 黒木 定藏 宮崎県児湯郡西米良村長 ・ 齋藤 孝 明治大学文学部教授 ・ 鈴木 みゆき 國學院大学人間開発学部教授 ・ 曾木 書代 社会福祉法人龍美 陽だまりの丘保育園長 ・ 田村 学 國學院大学人間開発学部教授 ・ 中井澤 卓哉 筑波大学教育学類4年、(一社)ひとと代表理事 ・ 中山 昌樹 学校法人中山学園理事長 ・ 二宮 徹 NHK解説主幹 ・ 平川 理恵 広島県教育委員会教育長 ・ 藤迫 稔 大阪府箕面市教育委員会教育長 ・ 堀田 龍也 東北大学大学院情報科学研究科教授、東京学芸大学大学院教育学研究科教授 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 水野 達朗 大阪府大東市教育委員会教育長 ・ 溝上 慎一 学校法人桐蔭学園理事長、桐蔭横浜大学学長・教授 ・ 宮下 友美恵 学校法人静岡豊田学園 静岡豊田幼稚園園長 ・ 無藤 隆 白梅学園大学名誉教授 ・ 村田 伊津子 岐阜市子ども・若者総合支援センター「E-ルぎふ」所長 ・ 吉田 信解 埼玉県本庄市長 ・ 渡邊 一利 公益財団法人笹川スポーツ財団理事長 ・ 渡邊 英則 学校法人渡辺学園 認定こども園ゆうゆうのもり幼稚園園長、港北幼稚園長 |
|--|--|

- 【オブザーバー】**
- ・ 内閣府子ども・子育て本部参事官付（認定こども園担当）
 - ・ 厚生労働省子ども家庭局保育課
 - ・ 全国国公立幼稚園・こども園長会
 - ・ 全日本私立幼稚園連合会
 - ・ 公益社団法人全国幼児教育研究協会
 - ・ 全国連合小学校長会
 - ・ 日本私立小学校連合会
 - ・ 社会福祉法人日本保育協会
 - ・ 社会福祉法人全国社会福祉協議会 全国保育協議会
 - ・ 公益社団法人全国私立保育連盟
 - ・ 特定非営利活動法人全国認定こども園協会
 - ・ 一般社団法人全国認定こども園連絡協議会
 - ・ 認定こども園連盟

※「幼保小の架け橋プログラム」の共通事項等の整理及び幼児教育の質の保障の仕組みについては、委員長が指名する委員によるチームを編成し集中的に検討した上で、本委員会にて議論。

13

幼保小の架け橋プログラムについて

14

現状の課題を踏まえた架け橋プログラムの必要性

【幼保小連携の成果と課題】

【成果】

- ・幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領の3要領・指針の整合性確保
- ・幼保小接続期の連携の手がかりとして「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」策定
- ・小学校との連携の取組を行っている園が約9割に上るなど、取組が進展

【課題】

- ・幼稚園・保育所・認定こども園の7～9割が小学校との連携に課題意識
- ・半数以上の園が行事の交流等にとどまり、資質・能力をつなぐカリキュラムの編成・実施が行われていない
- ・「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」が到達目標と誤解され、連携の手がかりとして十分機能していない
- ・スタートカリキュラムとアプローチカリキュラムがバラバラに策定され、理念が共通していない
- ・「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」だけでは、具体的なカリキュラムの工夫や教育方法の改善方法がわからない
- ・小学校側の取組が、教育方法の改善に踏み込まず学校探検等にとどまるケースが多い
- ・施設類型の違いを越えた共通性が見えにくい
- ・教育の質に関するデータに基づき幼児期・接続期の教育の質の保障を図っていくための基盤が弱い

→**接続期の学びや生活の基盤の育成に大きな影響**

【架け橋プログラムのねらい】

- 幼児期から児童期の発達を見通しつつ、5歳児のカリキュラムと小学校1年生のカリキュラムを一体的に捉え、地域の幼児教育と小学校教育（低学年）の関係者が連携して、カリキュラム・教育方法の充実・改善にあたることを推進
- モデル地域での実践を踏まえ、3要領・指針、特に「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」の正しい理解を促し、教育方法の改善に生かしていくことができる手立てを普及
- 接続期に保育者が行っている環境の構成や子供への関わり方に関する工夫を見える化し、家庭や地域にも普及
- 幼児期・接続期の教育の質保障のための枠組みを構築し、データに基づくカリキュラム・教育方法の改善を促進

15

架け橋プログラムの取組のイメージ

今後3か年程度を念頭に、モデル地域における先進事例の開発・実践と、全国的な架け橋期の教育の充実を並行して集中的に推進。

幼児教育推進体制等を通じた全国的な取組

- ・ 幼児教育推進体制のネットワークや、中央協議会、都道府県協議会等の機会を活用し、特別委員会の議論の成果や、議論をもとに作成された架け橋期のカリキュラムと教育方法の手引き（仮案）や参考資料等を普及。好事例を分析・展開。
- ・ 各自治体における架け橋期のカリキュラム・教育方法の充実・改善を促進
- ・ 幼保小の連携体制や、幼児教育推進体制（幼児教育センター、幼児教育アドバイザー）の設置を促進

モデル地域における開発・実践

- ・ 文部科学省委託事業「幼保小の架け橋プログラム事業」を活用して開発・実践

※次ページ参照

16

モデル地域における架け橋期のカリキュラム開発のイメージ

- ◆対象 5歳児～小学校1年生（架け橋期。0～18歳の学びの連続性に配慮）
- ◆開発主体 モデル地域において、幼稚園、保育所、認定こども園、小学校、教育委員会、子育て担当部局、教師等養成や研修に関わる大学・団体、保護者や地域の関係者、有識者等から構成されるカリキュラム開発会議を構成
- ◆開発方法 カリキュラム開発会議において、中央教育審議会の議論をもとに作成された、架け橋期のカリキュラムと教育方法の手引き（仮案）や参考資料を活用しつつ開発
モデル地域内の園・小学校において、架け橋期のカリキュラムを踏まえつつ教育課程編成・指導計画作成、実施
質保障の枠組み（国）からの指摘や、各園・小学校における実践の検証結果を踏まえ、架け橋期のカリキュラムを改善
- ◆開発内容 各園・小学校における教育課程編成・指導計画作成の前提となる架け橋期のカリキュラム（接続期にふさわしい活動の在り方、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を踏まえた教育方法の改善の視点など）の開発
架け橋期のカリキュラムの実施に必要な研修、教材としての環境の活用等の開発

17

モデル地域における体制のイメージ案

モデル地域の自治体における取組のイメージ

自治体：地域の全関係機関の参画による「**幼保小の架け橋期のカリキュラム**」の**開発・実施・評価・改善**

〇カリキュラム開発会議

- 【**構成員**】
- ・モデル地域の園・小学校 ・教育委員会、子育て担当部局
 - ・教員等養成大学、架け橋コーディネーター（有識者）
 - ・幼保小関係団体、保護者等地域関係者 など

【**取組内容**】

- 中教審の議論をもとに作成された、架け橋期のカリキュラムの手引き（仮案）や参考資料を活用しつつ、
- ・架け橋期のカリキュラムの開発
 - ・カリキュラムの実施に必要な教材や研修等の開発
 - ・国の質保障の枠組みからの指摘や各園・小学校の実践の検証結果を踏まえ改善 等

幼稚園関係団体
保育所関係団体
認定こども園関係団体
小学校関係団体
※団体間の連携の強化、団体主催の研修や会議を活用した普及啓発

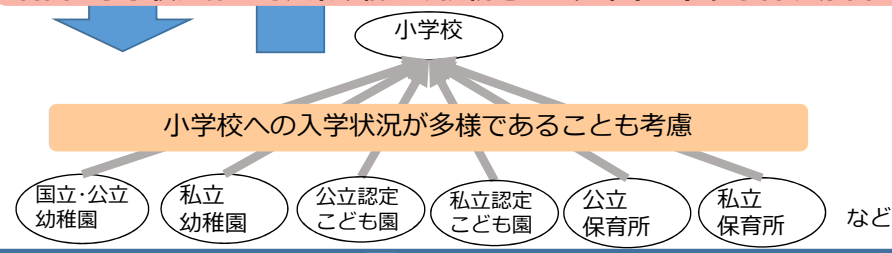
大学等

- ※取組への助言、養成・研修への反映等

家庭・地域

- ※子供の育ちの共有、各園・学校の取組への協力

架け橋期のカリキュラムを踏まえ、教育課程編成・指導計画作成、実施各園・小学校において、架け橋期の接続をコーディネートする者の明確化



架け橋期の教育の質保障(国)

【**特別委員会の議論をもとに検討**】

- ・架け橋期のカリキュラムの手引き（仮案）、参考資料
- ・質保障の枠組みの検討、作成・策定等

【**検証体制**】

- ・「幼保小の接続期の教育の質的向上に関する検討チーム」のメンバー及び関係者 等

【**検証等の内容**】

- ①**実態調査**
モデル地域に対して実態調査を行い、各地域の成果検証
- ②**改善事項の整理、取組推進**
架け橋期のカリキュラムの手引き（仮案）、質保障の枠組みに関する改善事項を整理し、全国展開に向けた取組推進

質保障

幼児教育推進体制等を通じ、事業の成果を全国の取組に普及・反映

18

モデル地域における架け橋期のカリキュラムの開発イメージ

〇架け橋期*のカリキュラムについては、幼保小が協働し、共通の視点を持って教育課程や指導計画等を具体化できるよう、「**幼児期の終わりまでに育ってほしい姿**」を手掛かりとしながら**策定**できるよう工夫する。そして、幼保小の先生と一緒に振り返って**評価し、改善・発展**させていく。

〇自治体ごとの工夫を促しつつ、例えば、下記のような共通項目を整理して示すことが考えられる。

		0歳～	5歳児											小学校1年生											小学校2年生～		
項目例			4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
育ってほしい姿																											
園で展開される活動／小学校の生活科を中心とした単元構成																											
幼保小での活動																											
遊びと学びのプロセス																											
指導上の配慮事項	全体																										
	先生の関わり																										
	環境の構成・環境づくり																										
																										
家庭との連携																											
...																											

19

架け橋期の教育の質保障（国）のイメージ

検証目的： 幼保小の架け橋期に関する実態把握
架け橋期のカリキュラムの効果検証や改善に必要なデータを取得

検証対象： モデル事業の実施地域

検証の流れ：

委託自治体	国・研究機関
	自治体が先生や保護者等を対象に実施するアンケート項目の検討・策定
アンケートを実施し、実態把握	
モデル地域における実践	
アンケートを実施し、効果検証	
	実地調査
	改善に向けた提言

※自治体間を通じた検証を可能とするため、共通のアンケート項目等を開発し活用

実地調査：

①実地調査体制

幼保小の接続期の教育の質的向上に関する検討チームのメンバー及び関係者 等

②実地調査の視点の例

- 架け橋期のカリキュラムの効果（先生の指導方法の変化、子供の変化、保護者の変化 等）
- 架け橋プログラムの改善点

20

架け橋期の教育の質保障の視点のイメージ案（たたき台）

項目	視点の例
架け橋期のカリキュラムに関すること	園や学校における架け橋期のカリキュラムの実施状況 <ul style="list-style-type: none"> ・ 育てたい子供像の共有 ・ 架け橋期のカリキュラムを踏まえた教育課程や指導計画の作成、実施、改善・発展の状況 ・ 教材としての環境の共通性の理解や活用状況 ・ 子供の交流の実施状況 <p style="text-align: right;">など</p>
子供の姿や子供の変化に関すること	「幼児期の終わりまでに育ててほしい姿」の活用状況 <p style="text-align: right;">など</p> <p style="text-align: center;">※架け橋期のカリキュラムの効果을把握するものであり、個々の子供を評価するものではないことに留意</p>
教育のプロセスに関すること	先生と子供や子供同士の相互作用や関係性、環境の構成や環境づくり <ul style="list-style-type: none"> ・ 遊びや学びのプロセス ・ 幼保小の先生の関わり ・ 環境の構成や小学校の環境づくり <p style="text-align: right;">など</p>
実施運営・構造に関すること	地域ニーズへの対応、効果的なチーム作りなどのための運営・管理 <p>【園・学校における取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 幼保小の施設間連携体制 ・ 相互の教育内容や指導方法に関する先生同士の理解の共有や改善・発展等の状況 <p>【自治体における取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自治体内や関係機関・団体等との連携 ・ 研修や研修教材に関する取組 ・ 園や学校への支援、園や学校の取組に対する評価の状況 <p style="text-align: right;">など</p>

21

【現状の成果と課題】

[成果]

- ・ 幼保小接続の機運醸成
(幼保小の行き来増加、幼保小の情報共有促進、幼保小連携会議の設置 等)
- ・ 幼児教育アドバイザーの配置により、幼保小への助言・指導機会の充実

[課題]

- ・ 幼保小接続に関する内容面の資料がなく、現場への支援も幼児教育アドバイザーの経験に拠るところが大きく、幼保小接続を含め幼児教育に関するアドバイスの質のばらつきや指導内容の継続性に課題
- ・ 幼児教育アドバイザーの経歴等により、学校園種の理解度に差が出ざるを得ず、学校園種の特徴に合ったアドバイスに課題

【幼保小の架け橋プログラム事業終了後】

[成果の発展]

- 幼保小の共通理解の促進により、幼保小接続の内容面の質の向上
- 幼児教育アドバイザーと幼保小で共通資料が共有されることにより、幼保小への助言・指導内容の充実

[課題の克服]

- 現場との共通資料の共有により、幼児教育アドバイザーのアドバイスの質の保障、幼児教育アドバイザーの異動による影響なく継続的な質向上の取組の充実
- 各学校園種の特徴を踏まえた共通資料の共有により、経験のない学校園種にもその特徴を理解した上でアドバイスを実施

架け橋期のカリキュラムにより、各自治体の幼児教育推進体制への理解促進
共通資料等の全国共有により、自治体の幼児教育推進・幼保小接続の取組が点から面的な広がりに

22

幼児教育推進体制の充実

幼児教育推進体制を活用した 地域の幼児教育の質向上強化事業

令和4年度予算額(案)
(前年度予算額)

2.7億円
2.1億円



文部科学省

背景

- 複数の施設類型が存在し、私立が多い幼児教育の現場において、**公私・施設類型問わず保育者の専門性の向上等の取組を一体的に推進するためには、幼稚園教育要領等の着実な実施、小学校教育への円滑な接続、特別な配慮を必要とする幼児への対応など教育内容面での質向上を担う地方公共団体の体制の充実が必要。**
- また、幼児教育施設の教職員が幼児教育の質向上にしっかり向き合うことができるよう、地域の幼児教育に関する課題に対して的確に対応した保健・福祉等の専門職をはじめとした人的体制の充実を図ることが必要。

事業内容

域内全体の幼児教育の質の向上を図るため、**幼児教育アドバイザーの配置等により、地域の幼児教育に関する課題に的確に対応する幼児教育推進体制の活用支援を強化**

体制の充実

- ・**幼児教育アドバイザーの配置（幼保小接続担当の幼児教育アドバイザーの配置<新規>）、質向上のための取組、新規アドバイザーの育成**
- ・**地域の幼児教育に関する課題への的確な対応のための、保健、福祉等の専門職との効果的な連携<拡充>**

体制の活用

- ・**研修・巡回訪問の充実（保健、福祉等の専門職を含む）、域内の**幼保小接続の推進**、公開保育等の実施支援、内定者等学生支援、人材育成方針の更新・活用等**

域内全体への波及

- ・**都道府県・市町村の連携を含めた関係者間の情報共有等、域内全体における幼児教育の質向上を図るための仕組み作り**

〇〇県(市)幼児教育センター



幼児教育アドバイザーの配置・育成

保健、福祉等の専門職との連携

[以下要件]

- ・幼児教育センターの設置
- ・担当部局一元化（PT等での対応可）
- ・小学校指導担当課との連携体制確保

新規体制整備促進策

- ・**幼児教育推進体制未実施地域の整備促進策に関する実証研究<新規：委託事業>**

補助期間 推進体制活用質向上強化事業開始から3年

補助対象 都道府県、市町村

単価・個所数・補助率 (補助) 7~9百万円程度(1/2) × 62団体
(委託) 60万円程度 × 15団体

対象経費

- (補助) ・幼児教育アドバイザー配置に必要な経費（人件費等）
- ・専門職との連携に必要な経費（謝金等）
- ・研修・巡回訪問等に必要な経費（謝金、旅費等）
- (委託) ・検討会議（会議費等）
- ・幼児教育アドバイザー-試行配置経費（謝金等）

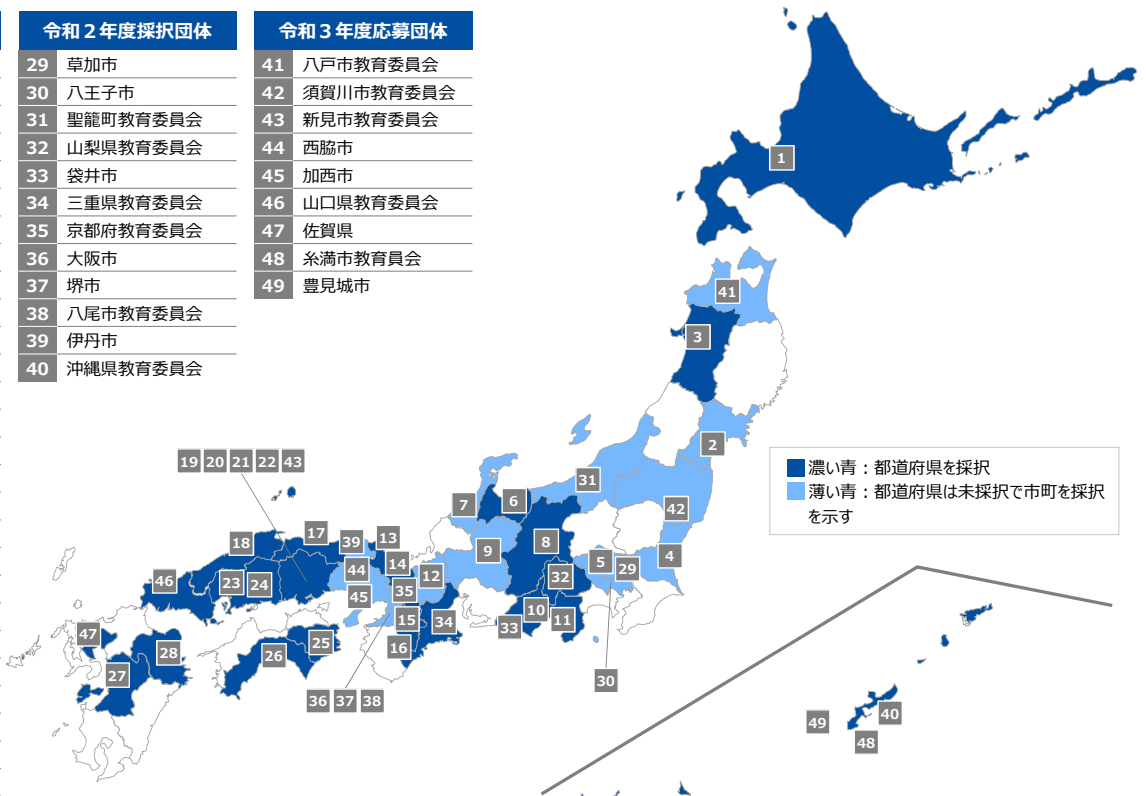
24

幼児教育推進体制の充実・活用強化事業 採択団体一覧



文部科学省

令和元年度採択団体	令和2年度採択団体	令和3年度応募団体
1 北海道教育委員会	29 草加市	41 八戸市教育委員会
2 気仙沼市教育委員会	30 八王子市	42 須賀川市教育委員会
3 秋田県	31 聖籠町教育委員会	43 新見市教育委員会
4 鹿嶋市	32 山梨県教育委員会	44 西脇市
5 さいたま市	33 袋井市	45 加西市
6 富山県教育委員会	34 三重県教育委員会	46 山口県教育委員会
7 金沢市	35 京都府教育委員会	47 佐賀県
8 長野県教育委員会	36 大阪市	48 糸満市教育委員会
9 岐阜市教育委員会	37 堺市	49 豊見城市
10 静岡県教育委員会	38 八尾市教育委員会	
11 函南町	39 伊丹市	
12 東近江市	40 沖縄県教育委員会	
13 舞鶴市		
14 京丹波町		
15 奈良県教育委員会		
16 奈良市		
17 鳥取県教育委員会		
18 島根県教育委員会		
19 岡山県		
20 玉野市教育委員会		
21 高梁市		
22 美作市		
23 広島県教育委員会		
24 広島市教育委員会		
25 徳島県		
26 高知県教育委員会		
27 熊本県教育委員会		
28 大分県		



25

本事業の取組事例集

幼児教育推進体制の強化

令和3年度幼児教育推進体制の充実・活用強化事業
のご活用のご参考となるよう作成しました。
自治体におけるICTの活用や
感染症対策の取組例も記載しています。

文部科学省初等中等教育局幼児教育課
令和3年1月

https://www.mext.go.jp/content/20210210-mxt-youji-000008548_1.pdf



19

26

幼児教育推進体制の構築に向けて（自治体内関係部局間の連携推進への期待）

本事業の目的である、公私・施設類型問わず保育者の専門性の向上等の取組を一体的に推進するためには、教育委員会幼児教育主管部局、私立学校主管部局、認定こども園・保育所主管部局が連携して取り組むことが不可欠です。本事業の検討・実施に当たっては、上記のように、自治体内の各幼稚園、保育所、認定こども園を所管する部局が十分に連携・協力することが期待されています。

本事業は文部科学省が行う補助事業ですが、令和3年度においては、教育委員会・児童福祉部局のいずれも事業実施者になっているところです。事業実施自治体内では、幼児教育に関する業務における関係部局間の連携が深められ、域内の一体的な幼児教育の質の向上の取組が充実されてきているところです。

つきましては、貴自治体におかれましても、本事業の検討・実施に当たっては、事業主管課のみならず、関係部局においても事業趣旨を御理解の上、幼児教育の質の向上に向けて、御協力くださいますよう、よろしくお願ひします。

幼児教育に関わる関係部局の皆様が連携して、貴自治体において幼児教育の質の向上に関する取組が推進されることを期待しています。

文部科学省初等中等教育局幼児教育課